

平成26年第381回臨時会

矢吹町議会会議録

平成26年 7月22日 開会

平成26年 7月22日 閉会

矢吹町議会

平成26年第381回矢吹町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (7月22日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
報告第11号の上程、説明、質疑	4
議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
閉会の宣告	9
署名議員	11

平成26年7月22日（火曜日）

（第 1 号）

平成26年第381回矢吹町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成26年7月22日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 報告第11号 専決処分の報告について(専決第15号 損害賠償について)
日程第 4 議案第51号 矢吹中学校屋外照明整備工事請負契約の締結について
日程第 5 議案第52号 屋内外運動場整備工事請負契約の締結について
日程第 6 議案第53号 平成26年度矢吹町一般会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	薄葉好弘君
3番	加藤宏樹君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	大木義正君
9番	熊田宏君	10番	栗崎千代松君
11番	角田秀明君	12番	吉田伸君
13番	柏村栄君	14番	藤井精七君
15番	鈴木一夫君	16番	諸根重男君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	企画経営課長	阿部正人君
総務課長	藤田忠晴君	都市建設課長	福田和也君

教育次長兼
学校教育課長 小 峰 光 君
兼指導主事

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 水 戸 邦 夫

主任主査兼
次 長 角 田 哲 也

◎開会の宣告

○議長（諸根重男君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第381回矢吹町議会臨時会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（諸根重男君） これより会議を開きます。

これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（諸根重男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

3番 加藤 宏 樹 君

4番 佐藤 幸 市 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（諸根重男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その審議結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 改めまして、議場の皆さん、おはようございます。

それでは、報告させていただきます。

本日、第381回矢吹町議会臨時会が招集になりましたので、午前9時半から議会運営委員会を開き、今臨時会の運営について協議をさせていただきました。

協議に入る前に、町長から提出されました議案について企画経営課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程等について議会事務局長から説明を求め、その後、協議をさせていただきました。その結果、会期を本日7月22日の1日間とし、議案審議につきましては専決処分の報告1件、工事請負契約の締結2件、一般会計補正予算1件であり、全体審議とすることに協議が成立いたしましたので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会からの報告を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（諸根重男君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、本臨時会の会期は本

日7月22日の1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日7月22日の1日間と決定いたしました。

◎報告第11号の上程、説明、質疑

○議長（諸根重男君） 日程第3、これより報告第11号 専決処分の報告について、専決第15号 損害賠償についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、説明いたします。

報告第11号 専決処分の報告についてであります。専決第15号 損害賠償について、本件は平成25年11月8日午後4時ごろ、矢吹町八幡町地内において、水道料金等賦課徴収委託業務の受託者である公益社団法人矢吹町シルバー人材センターの会員が公用車を運転していたところ、交差点を直進した際に他車両と出会い頭に衝突後、相手方所有のカーポートに衝突し、同所有物に損害を与えたことに対する損害賠償であります。

なお、損害賠償額は7万3,710円であり、相手方との示談は成立しております。

損害賠償の額については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分の指定を受けているため、平成26年6月26日付で決定し、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

報告第11号 専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論は省略いたし、報告のみとさせていただきます。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第4、これより議案第51号 矢吹中学校屋外照明整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

議案第51号 矢吹中学校屋外照明整備工事請負契約の締結についてであります。本案は、東日本大震災の影響等による本町の子供たちの運動機会の確保と運動能力の向上を図るため、福島定住等緊急支援交付金事業（子ども元気復活交付金）により、矢吹中学校グラウンドに屋外照明を整備する工事請負契約を締結するものであります。

工事内容につきましては、中学校グラウンド外周に屋外照明を8基設置するものであり、震災の教訓を生かし、設置箇所について地盤改良を行い、耐震性にすぐれた鋼鉄製の柱を採用するなど、安全対策を十分に講じながら整備するものであります。

照明につきましては、柱1本当たり8個、合計で64個の投光器を設置し、夜間でも野球やソフトボール等を行うのに十分な照度を確保するとともに、用途に合わせ必要な照明のみを点灯させることを可能とする省エネルギーと維持管理を考慮した対策を取り入れております。

入札につきましては、平成26年7月11日、株式会社浅川電設、株式会社伊藤電設工業、株式会社浦島通信、有限会社ふじ電設、車田電気工業株式会社、株式会社白河電設の6社による指名競争入札の結果、議案書のとおり6,069万6,000円で白河市西三坂50番地1、車田電気工業株式会社が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を経て契約を締結するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

5番、鈴木隆司君。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 議案第51号 矢吹中学校の屋外照明について質問をいたします。

当該案件に関しましては、6月定例議会の前に請負業者を集めて説明会を行ったところ、設計の段階に地盤に関して大変重大な問題が発生したということで先送りになった案件だと思います。

その中におきまして、この地盤というのはどういうふうなことが起こったのか、それがどのように改善されたのか、また、今の町長の説明によりますと、この地盤改良を行いつつきちんとした工事を行いたいということですが、今回のこの請負金額の中にこの地盤改良も含まれておるのかどうかをお尋ね申し上げます。

2点目です。

中学校の整備建設計画に関しては、長年、矢吹町としては町民の考えで町民の意見を取り入れて、町民の手で地元の子供たちのために立派な中学校の整備建設を行うということが、本当の基本中の基本でやってまいりました。補助金とか交付金の関係で本体工事は大手の業者になりましたが、そういった意思をずっと野崎町政は酌んで、外構、駐輪場、さまざまなことを地元の手で地元の意見を取り入れてやってきたと思います。最後

の最後にここに来て、設計も町外業者、また施工も町外業者、こういう形になったのはどういったわけか、ご説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、鈴木隆司議員の質問にお答えさせていただきます。

2点ございました。

1点目の矢中の屋外照明につきまして、6月議会に先送りになった理由等については地盤改良と、地盤改良についてどのような理由でそうした改良工事が必要になったのか、また、この今回の請負契約額の中に地盤改良の費用についても含まれているのかということについてのおただしでございますが、今回の地盤改良については、慎重には慎重を期してというようなことで業者のほうに綿密な調査をさせました。

その結果、地震についての影響についても少なからずあるということが鮮明にはっきりとわかりましたので、悔いを残さないために、万全を期していくために地盤改良について急遽実施することになりました。もちろん、その地盤改良の費用については、今回の設計額の中に含まれているということでご理解をいただきたいというふうに思っております。

なお、今回の設計施工にあつて中学校についての基本的なスタンスについては、町民によって町民のためということで、子供たちのためになるためにできるだけ地元の業者の施工、設計施工というものについてなぜできなかったというおただしでございますが、これらについては入札の件について鈴木隆司議員もご存じのとおり、町の意向についてはそうした入札に反映されるものではございません。

今回の入札、先ほども答弁させていただきましたように、7月11日、6社によりまして指名競争入札の結果、適正に行われたものによって白河市の車田電気工業株式会社が落札したということでございますので、ご理解をいただければというふうに思います。

これ以上の答弁についてはできません。よろしく願いいたします。

○議長（諸根重男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第51号 矢吹中学校屋外照明整備工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第5、これより議案第52号 屋内外運動場整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

議案第52号 屋内外運動場整備工事請負契約の締結についてであります。本案は東日本大震災の影響等による本町の子供たちの運動機会の確保と運動能力の向上を図るため、福島定住等緊急支援交付金事業（子ども元気復活交付金）により、矢吹駅東口に屋内外運動場を整備する工事請負契約を締結するものであります。

工事内容につきましては、木造一部2階建て、延べ床面積947平方メートルの屋内運動施設と、面積1,300平方メートルの全面人工芝で施工するフットサルコート、屋外運動施設を整備するものであり、フットサルコート周囲には高さ6メートルの防球ネットを設置し、安全性を考慮した施設となっております。

入札につきましては、平成26年7月11日、高田工業株式会社、三柏工業株式会社矢吹支店、伸和建設株式会社、株式会社平成工業、株式会社兼子組、三金興業株式会社、福島県南土建工業株式会社、株式会社奥村組、株式会社熊谷組、清水建設株式会社、株式会社安藤・間の11社による指名競争入札の結果、議案書のとおり5億1,732万円で矢吹町大町192番地、高田工業株式会社が落札しましたので、議会の議決を経て契約を締結するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第52号 屋内外運動場整備工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第6、これより議案第53号 平成26年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

議案第53号 平成26年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）についてであります。本案は既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億2,067万円を追加し、総額を107億5,628万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、地方交付税1,600万5,000円、国庫支出金1億466万5,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、民生費が保育園遊具整備事業により962万3,000円の増額、土木費が災害公営住宅整備事業により8,850万円の増額、教育費が幼稚園遊具整備事業により2,254万7,000円を増額するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第53号 平成26年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（諸根重男君） 以上で本臨時会の日程は全部終了いたしました。本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室において全員協議会を開催いたしますので、ご協力をお願いいたします。

これにて第381回矢吹町議会臨時会を閉会といたします。

ご協力まことにありがとうございました。

(午前10時17分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 26 年 10 月 7 日

議 長 諸 根 重 男

署 名 議 員 加 藤 宏 樹

署 名 議 員 佐 藤 幸 市